角田市監査委員告示第２号

地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１９９条第４項の規定に基づき監査を実施したので、同条第９項の規定により、その結果を別紙のとおり公表します。

令和７年３月１９日

角田市監査委員　佐　藤　良　浩

角田市監査委員　星　　隆　悦

㊥

角 監 第 ５ ９ 号
令和７年３月１９日

角田市長　黒　須　　貫　殿

角田市監査委員　佐　藤　良　浩
角田市監査委員　星　　隆　悦

令和６年度定期監査の結果に関する報告について

地方自治法第１９９条第４項の規定に基づき監査を実施したので、同条第９項の規定により、令和６年度定期監査の結果を次のとおり報告します。

つきましては、この監査の結果に基づき、又はこの監査の結果を参考として措置を講じたときは、地方自治法第１９９条第１４項の規定により、その旨を当職に通知願います。

記

１．監査の種類

定期監査（地方自治法第１９９条第１項及び第４項の規定に基づく監査）。

なお、本監査は角田市監査基準（令和２年角田市監査委員告示第２号）に準拠して実施した。

２．監査の対象部局等及び対象期間（補助金等交付事務は令和５年度執行分）

（第１期）令和６年４月１日～同年９月３０日

総　務　部：総務課、防災安全課、企画デジタル課、まちづくり推進課、財政課、税務課

市民福祉部：市民課、生活環境課、健康推進課、社会福祉課、総合保健福祉センター、介護支援課、地域包括支援センター、子育て支援課

産業建設部：農林振興課、商工観光課、都市整備課、建築住宅課

上下水道事業所

（第２期）令和６年４月１日～同年１２月３１日

会計課、議会事務局、選挙管理委員会事務局、農業委員会事務局

（第３期）令和６年４月１日～同年１２月３１日

教育総務課、学校給食センター、生涯学習課、図書館、郷土資料館

（全２７か所）

３．監査の実施日程及び実施場所

本監査は監査対象施設で、以下の日程により実施した。

（第１期）　令和６年１０月１８日（金）から同年１１月２５日（月）まで

（第２期）　令和７年１月２７日（月）、１月２８日（火）

（第３期）　令和７年２月６日（木）、２月１０日（月）

４．監査の着眼点

本監査の実施に当たり、令和６年度定期監査要領に定める監査の項目のほか、重点項目として次の事項に留意するものとした。

・随意契約について

随意契約はあくまでも例外であり、法令の特別な定めが根拠となる。したがって、その根拠に基づくことが必要であり、当該根拠に該当すると判断した理由を明示する必要がある。

５．監査の実施内容

財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理について、監査対象課等からあらかじめ調書の提出を求め、その調書に基づき関係書類・帳簿等の照合確認を行うとともに、関係職員の説明を聴取する方法により監査を実施した。

なお、事務事業の執行が適正で合理的かつ効率的に行われているか、行政監査の視点に立った監査も併せて実施した。

６．監査の結果

監査の結果、事務事業は関係法令等に従いおおむね適正に執行されていたが、事務の一部に次のとおり改善・検討する事項が認められたので、必要な措置を講じ適正な事務執行に努められたい。

なお、監査の過程で見受けられた留意すべき軽易な事務処理誤り等については、その都度関係職員に対して改善又は検討を要望したので記述を省略する。

〇不適切な随意契約について

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）に定める要件に該当しないにもかかわらず随意契約を行っていた。契約の締結に当たっては、関係法令等に則り、適正に処理する必要がある。